

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正について（報告）

審議会答申（H16.5.10）

【温暖化対策の基本理念】

● 環境配慮が内在化された社会システムの実現

エネルギーを大量消費する社会経済システムから脱却し、環境配慮が内在化された持続可能な社会へ転換するための社会的ルールの確立や都市づくりこそが、今まさに求められている東京の将来像である。

● 持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割

企業、都民、行政の各主体が温暖化問題に対する社会的責任を自覚し、積極的、主体的に取り組むことが、21世紀の社会において極めて重要である。

● 事業者の積極的な取組が評価されるしくみ

事業者の積極的な取組が社会的に評価されることで、主体的な企業努力をさらに引き出し、実効性あるしくみとする。

● 行政が事業者の取組を高い水準に導くしくみ

事業者の取組をより高い水準に導くため、都が積極的な誘導策を講ずる。

1 大規模事業者のCO₂削減をより高い水準で推進CO₂削減の取組を「社会で評価」

「地球温暖化対策計画書制度」
・現行制度は、事業者による任意の削減目標の設定
・計画と結果の公表（評価なし）

都作成の評価基準、削減対策ガイドラインに基づき、総量削減目標をより高い水準に誘導
事業者はCO ₂ 削減計画と成果を評価し、公表
全体及び個々の取組状況を都も評価し、公表
都は、特に優れた事業者を表彰

2 新築建築物の環境配慮設計を推進

建物の環境性能を「市場で評価」

「建築物環境計画書制度」
・建築物の環境性能の評価・公表
・緑化基準に基づく計画

環境配慮の分野にヒートアイランド対策を追加
省エネ性能の評価基準をレベルアップ
マンション購入者への環境性能の表示・説明の制度を新たに導入

3 家庭でのCO₂削減に向けたラベリング制度を導入

環境配慮製品を「消費者が評価」

「省エネ法」
・製造者による省エネ性能のカタログ表示

販売者による、家電製品の省エネ性能をラベル表示・説明する制度を新たに導入
（省エネの水準、消費電力量、電気料金、ノンフロン等を消費者に分かりやすいラベルで店頭表示）

改正環境確保条例概要(H17.3.31)

【4つの制度の強化・創設】

1 地球温暖化対策計画書制度の強化

オフィスなどの大規模事業者の温室効果ガス排出の抑制をより高い水準で推進する。

(1) 誘導手法による制度強化

地球温暖化対策指針に基づく都の指導・助言を規定
都による「評価・公表」の仕組みを規定
計画期間中の実施状況報告を義務付け

(2) 制度対象の拡大

公共部門も制度対象にする（200事業所増）
対象規模*未満の事業者の任意提出も可能にする

*対象規模：燃料・熱の年間使用量 1,500kl 以上又は電気の年間使用量 600万 kWh 以上

2 エネルギー環境計画書制度の創設

都内に供給されるエネルギーの環境性の向上を促進する。

(1) 都内へエネルギーを供給している事業者¹に計画書、報告書の提出、公表を義務付け(2) 計画書、報告書の主な記載事項：CO₂排出係数²とその削減目標、再生可能エネルギー導入実績と導入目標

¹対象事業者：一般電気事業者、特定規模電気事業者 ²1kWh発電する時に排出されるCO₂の量

3 建築物環境計画書制度の強化

大規模建築物³の環境配慮項目にヒートアイランド対策を追加するとともに、消費者がマンションを購入する際に、環境性能の情報を得やすいようにする。

(1) ヒートアイランド対策の強化

建築主の責務、配慮指針に「ヒートアイランド現象の緩和」を規定

(2) マンション環境性能の表示

知事が表示基準を策定・公表

「マンション環境性能表示」を広告に付すことを義務付け

「マンション環境性能表示」に係る事項の購入者への説明を規定

*大規模建築物：延床面積が1万㎡を超えるもの

4 省エネラベリング制度の創設

家電販売店で省エネラベルを表示することにより、都民の省エネ意識を喚起するとともに、省エネ型家電製品等の普及拡大、技術開発を促進する。

エアコン・冷蔵庫・ブラウン管テレビを陳列する販売業者に、省エネルギー性能の相対評価等を記載した書面（ラベル）の掲出を義務付け

【施行日】

平成17年4月1日

（3の事業者の義務等に関する規定は、平成17年10月1日）

（4の書面の掲出義務等に関する規定は、平成17年7月1日）